

## 第10章 放射性物質対策

### 本章における対策の基本的考え方

#### ○ 放射性物質対策における基本的な考え方

東京都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に<sup>※1</sup>に、調布市及び東京都は含まれていないが、放射性物質等による影響の恐れがある場合に備え、市民への迅速で適切な情報提供や放射線量の測定、放射性物質の検査等の対策が必要である。

現に、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220Km離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

本章では、放射性物質対策について、市の初動態勢、市民の不安の払拭と安全の確保等を図るために、迅速・的確な情報提供、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示す。

※1 原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定し、平成27年4月に改正した「原子力災害対策指針」において、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。

原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）及びプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めている。

#### ○ 現在の対策の状況

放射性物質等の使用、販売、廃棄等に関しては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、原子力規制委員会が所管し立ち入り検査の実施等により平常時のみならず、震災時を考慮した各種安全予防指導を実施している。

また、東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害の態様と市内の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、空間放射線の測定を行うなど臨機応変に対処している。

#### ○ 東日本大震災を踏まえた課題

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

また、正確な情報提供や問合せに対応する相談窓口を整備する等の対策を講じる必要がある。

#### ○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 関係部の役割分担を明確化し、市の体制を整備  
→ <到達目標> 円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築
- ・ 市民の不安払拭のための情報提供策の構築  
→ <到達目標> 適切な情報提供等により市民の不安を払拭

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

## 第10章 放射性

### 第1節 現在の到達状況

- 福島第一原子力発電所の事故による放射性物質等の影響について関係部署が連携して対応
- 学校、保育園等市有施設において、空間放射線量測定、給食の食材に対する放射性物質検査をそれぞれ実施
- 線量計の市民への貸出
- ホームページによる市民への放射線量等についての情報提供
- 市内農作物への放射性物質検査実施及び結果の公表

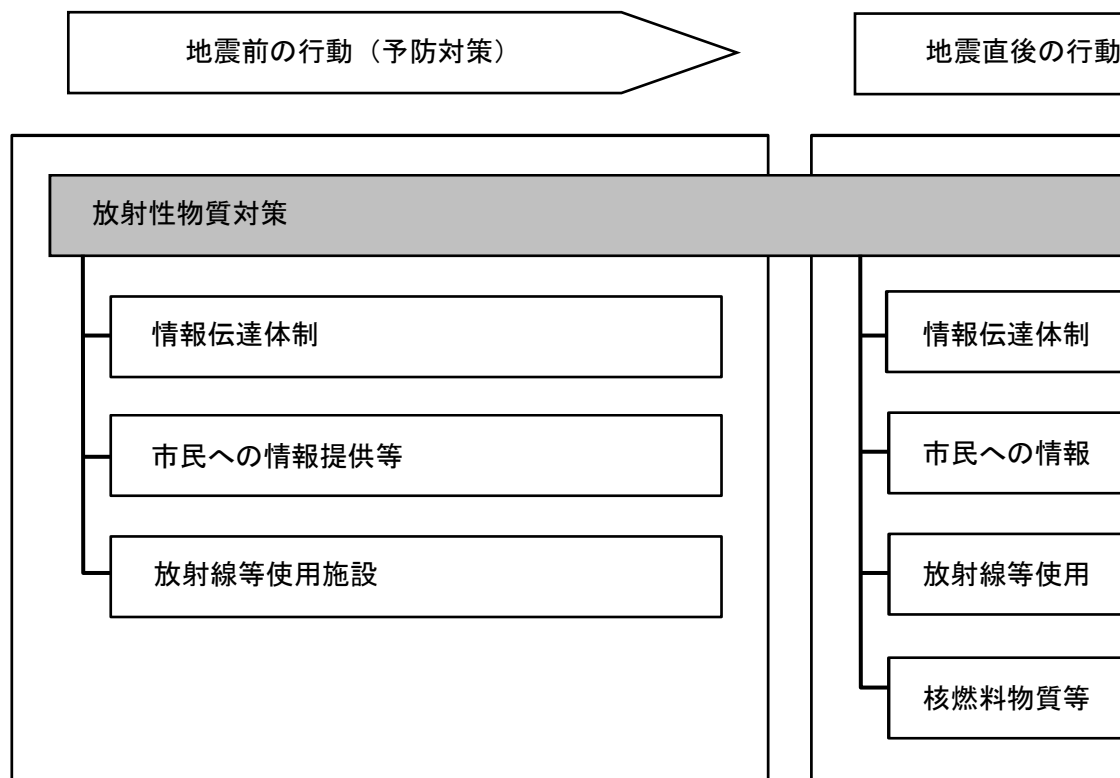
### 第2節 課題

- 福島第一原子力発電所事故同様の事態が発生した場合の構築が必要である。
- 放射線量の測定結果公表や報提供体制を講じることが

### 第4節 到達目標

- 円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築

### 第5節 具体的な取組



## 物質対策

### 第3節 対策の方向性

への対応の教訓を踏まえ、今後  
に、より円滑に対応できる体制  
相談窓口の設置等の市民への情  
必要である。

- 関係部署の役割分担を明確化し、市の体制を整備
- 市民の不安払拭のための情報提供策の構築

○適切な情報提供により市民の不安を払拭

(応急対策)

地震後の行動(復旧対策)

提供等

施設の応急措置

運搬中の事故

保健医療活動

放射性物質への対応

風評被害への対応

## 第1節 現在の到達状況

---

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は以下のとおりである。

### 1 市有施設等における放射線測定・放射性物質検査

(教育部，子ども生活部，環境部)

- (1) 学校，保育園，公園等市有施設における空間放射線量測定
- (2) 市内農作物及び学校給食食材等の放射性物質検査
- (3) 線量計の市民への貸出
- (4) ごみ処理施設の焼却灰に対する放射線量測定・放射性物質検査

### 2 市民への正確な情報提供等

放射能に関する市民の相談等について，専用の窓口や保健所において相談を実施するとともに，ホームページ上にQ&A集を掲載する等，市民ニーズに合わせた情報提供を実施した。

## 第2節 課題

---

### 1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所事故への対応の教訓を踏まえ，今後同様の事態が発生した場合に，より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

- (1) 原子力施設等の緊急事態に対する庁内体制の構築
- (2) 放射能測定体制の充実

### 2 市民への情報提供策の構築

市民に対し，以下のような情報提供策を講じる必要がある。

- (1) 科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供
- (2) 農産物の安全性の確保
- (3) 出荷制限等に関する情報の提供
- (4) 測定結果や問合せに対応する窓口の整備

### 第3節 対策の方向性

---

#### 1 関係局の役割分担の明確化

これまでに各部でとられた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる市の体制を構築する。

#### 2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないという特殊性から、市民の不安払拭のための情報提供策を構築する。

### 第4節 到達目標

---

#### 1 円滑かつ的確に対応できる市の体制を構築

放射性物質等による影響が生じた際に、市災害対策本部の下に、関係部で構成する放射線対策チームを設置し、被害情報等の情報共有化や必要な連絡調整を行う等、各部が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築する。

#### 2 適切な情報提供により市民の不安を払拭

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気、農産物、学校や保育園等市有施設での放射線量を測定し、公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

## 第5節 具体的な取組

### 【予防対策】 (地震前の行動)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1 情報伝達体制    | 3 放射線等使用施設 |
| 2 市民への情報提供等 |            |

#### 1 情報伝達体制

##### 対策内容

##### (1) 放射性物質等に対応できる体制の構築

市は今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下、「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を検討する。

##### (2) 放射能測定体制の充実

市は、放射性物質等による影響を正確に把握できるように、あらかじめ線量計を確保する測定地点を指定するなど、放射能測定体制の充実を図る。

#### 2 市民への情報提供等

##### 対策内容

##### (1) 情報提供体制の整備

市は、国や都との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

##### (2) 広報活動の実施

市及び都は原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力災害とその特性に関すること
- ウ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

##### (3) 原子力防災に関する教育の充実

市及び都の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

#### 3 放射線等使用施設

##### 対策内容と役割分担

放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射線障害防止法に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）\*の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じている。

市では、関係各部がそれぞれのR I対策を推進するとともに、調布消防署では、核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質等を貯蔵、又は取り扱う事業者等を、火災予防条例に基づく届出により把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

\*R I（ラジオ・アイソトープ）：放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

【各機関の役割分担】

機関名	対策内容
総務部 福祉健康部 生活文化 スポーツ部 環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視体制の強化，法制上の問題，災害時の安全対策等について協議を行う。</li> <li>・ 関係各部がそれぞれのR I 対策を推進する。</li> </ul>
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質を貯蔵，又は取扱う事業者を火災予防条例に基づき把握する。</li> </ul>
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R I 管理測定班を編成し，地域住民の不安除去に努める。</li> </ul>

**【応急対策】** (地震直後の行動)

1 情報伝達体制	3 放射線等使用施設の応急措置
2 市民への情報提供等	4 核燃料物質等運搬中の事故

**1 情報伝達体制**

**(1) 対策内容と役割分担**

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる市の体制を整備する。  
 放射線対策チームを設置する。

**(2) 詳細な取組内容**

災害対策本部長は、放射線に係る災害の発生状況を勘案し、必要に応じて市災害対策本部の下に、市各部署で構成する放射線対策チーム（以下、「対策チーム」という。）を設置する。

ア 対策チームでは、市各部署が連携した対応策を実施するため、情報の共有化及び必要な連絡調整を行う。

(構成メンバー)

行政経営部，総務部，環境部，福祉健康部，生活文化スポーツ部，子ども生活部，教育部

イ 対策チームの事務は総務部が担当する。

**2 市民への情報提供等**

**(1) 対策内容と役割分担**

放射線量の測定と、その結果についての情報提供を行う。

**【各機関の役割分担】**

機関名	対策内容
行政経営部	・ 的確な情報提供（市報等による広報）
総務部	・ 対策チームの事務局 ・ 緊急を要する情報提供（防災行政無線，防災・安全情報メール，調布FM等）
環境部	・ 放射線量の測定や放射性物質の検査と，内容・結果の公表 ・ 三鷹市，ふじみ衛生組合及びごみ収集受託事業者等と連携し，焼却施設等における放射線量の測定と情報提供 ・ 環境省や東京都等の関係機関との連絡調整 ・ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射線の測定，情報提供
福祉健康部	・ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ・ 食を通じた放射性物質の影響に関する問合せについての窓口対応
生活文化スポーツ部	・ 農産物等の放射性物質検査 ・ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
子ども生活部	・ 保育園や児童館等の施設の放射線量測定と情報提供
教育部	・ 市立小中学校での放射線量測定と情報提供 ・ 学校給食食材の放射線量測定と情報提供
東京都水道局	・ 浄水場，水道水の放射性物質測定及び情報提供



## (2) 詳細な取組内容

(行政経営部・総務部)

- ア 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力被害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするために、市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。
- イ 情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

(環境部)

- ウ 市内における放射線量の測定を実施するとともに、測定内容及び測定結果を公表する。
- エ 三鷹市、ふじみ衛生組合及びごみ収集受託事業者等の関係機関と連携し、ごみ焼却施設等における放射線量測定と情報提供を行う。
- オ 環境省大気環境測定局、東京都環境局等の関係機関から得られた情報を提供する。
- カ 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表する。

(福祉健康部)

- キ 医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。
- ク 食を通じた放射性物質の影響に関する問合せについての窓口対応を行う。

(生活文化スポーツ部)

- ケ 農産物等の放射性物質検査の実施と情報提供を行う。
- コ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止する。

(子ども生活部)

- サ 保育園、児童館等の施設において、放射線量を測定するとともに、測定の内容及び結果について情報提供を行う。

(教育部)

- シ 市立の各小中学校で定期的に空間放射線量の測定を行うとともに、測定方法と測定結果について、ホームページに掲載するなどの手段により情報提供を行う。
- ス 学校給食に使用される食材に関して、放射線量の測定を行うとともに、測定結果及び産地の表示について情報提供を行う。

(東京都水道局)

- セ 浄水場や水道水の放射性物質を測定するとともに、測定内容及びその結果について、情報提供を行う。

### 3 放射線等使用施設の応急措置

#### (1) 対策内容と役割分担

- ア 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射線障害防止法に基づいて定められた基準に従い、ただちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告することとなっている。
- イ 市は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずるよう東京都を通じて原子力規制委員会に要請する。

#### 【各機関の役割分担】

機関名	対策内容
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施</li> </ul>
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請</li> <li>・ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施</li> </ul>

資料編 63：放射性物質等関係施設一覧表

#### (2) 詳細な取組内容

(市総務部、行政経営部、教育部、福祉健康部、子ども生活部、市民部)

ア 市は、関係機関との連絡を密にし、必要に応じて次の措置を行う。

- (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設
- (エ) 避難住民の保護
- (オ) 情報提供、関係機関との連絡
- (カ) その他、災害対策上必要な措置

(調布消防署)

イ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置を取るよう要請する。

- (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- (イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命危険に関する応急措置

ウ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

#### 4 核燃料物質等運搬中の事故

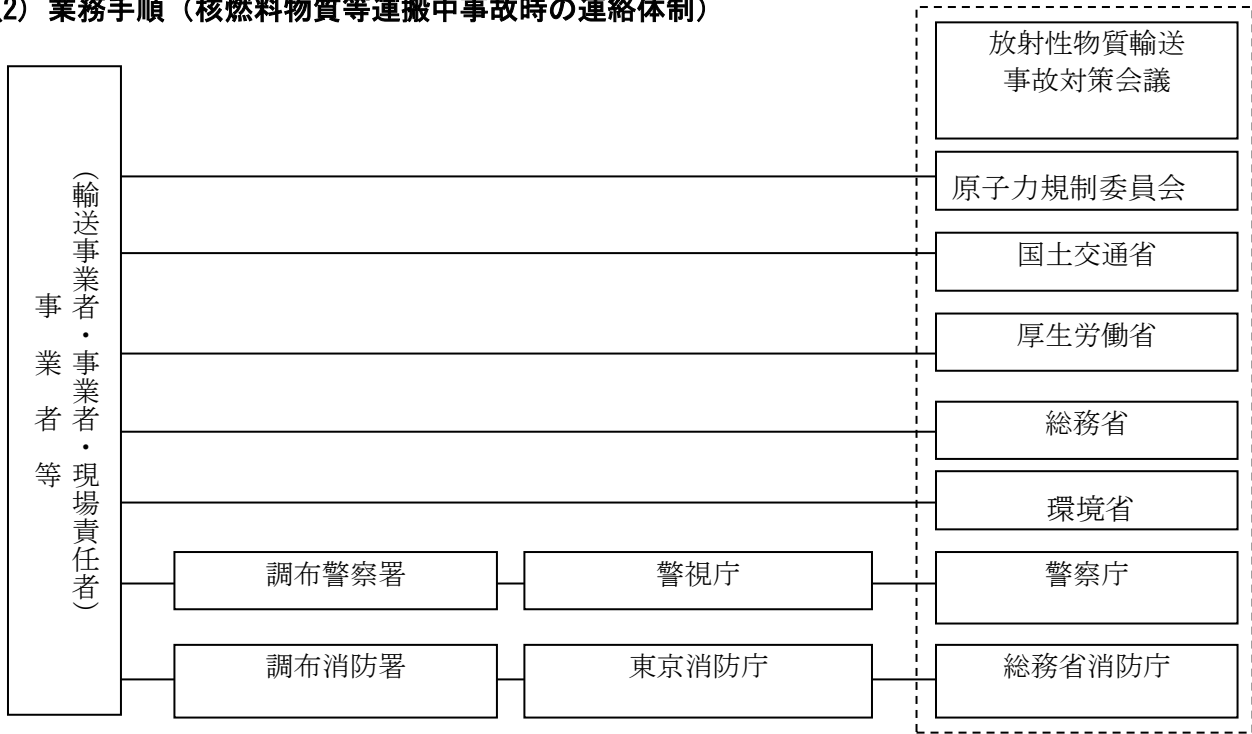
##### (1) 対策内容と役割分担

核燃料物質，放射性同位元素（R I）の輸送については原子炉等規制法，放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づき，それぞれ安全基準が定められ，輸送物及び輸送方法の確認，都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されているが，核燃料物質の輸送中に，万一事故が発生した場合のため，国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

##### 【各機関の役割分担】

機関名	対応措置
原子力規制委員会 国土交通省厚生労働省総務省環境省警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質輸送事故対策会議の開催</li> <li>派遣係官及び専門家の対応</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の状況把握及び住民等に対する広報</li> <li>施設管理者等に対し，被害拡大等防止の応急措置を指示</li> <li>事故の通報を受けた都総務局は，都の窓口として，ただちに市区町村をはじめ関係機関に連絡するとともに，国とも連携を密にし，専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。</li> </ul>
市総務部 その他関連部署	<p>○事故時には必要に応じ，次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民に対する避難の勧告又は指示</li> <li>住民の避難誘導</li> <li>避難所の開設</li> <li>避難住民の保護</li> <li>情報提供，関係機関との連絡</li> </ul>
調布警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の状況把握及び住民等に対する広報</li> <li>施設管理者等に対し，被害拡大等防止の応急措置を指示</li> <li>関係機関と連携を密にし，事故の状況に応じた交通規制，警戒区域の設定，救助活動等必要な措置</li> </ul>
調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の通報を受けた東京消防庁（調布消防署）は，直ちにその旨を都総務局に通報するとともに，事故の状況把握に努め，事故の状況に応じて，火災の消火，延焼の防止，警戒区域の設定，救助，救急等に関する必要な措置を実施する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等（輸送事業者，事業者，現場責任者）は，事故発生後ただちに，関係機関への通報，人命救助，立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。</li> </ul>

(2) 業務手順（核燃料物質等運搬中事故時の連絡体制）



(3) 詳細な取組内容

(文部科学省，経済産業省，国土交通省，警察庁，総務省消防庁)

ア 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合，速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し，次の事項に関し，連絡・調整を行う。

- (ア) 事故情報の収集，整理及び分析
- (イ) 関係省庁の講ずべき措置
- (ウ) 係官及び専門家の現地派遣
- (エ) 対外発表
- (オ) その他必要な事項

イ 関係省庁は，核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合，現地に係官及び専門家を派遣する。

ウ 係官は，事故の状況把握に努め，警察官又は消防吏員に対する助言を行うとともに，関係省庁との連絡を密にしつつ，事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。

エ 専門家は，関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

(都総務局)

オ 事故の通報を受けた場合，都の窓口として，ただちに市区町村をはじめ関係機関に連絡するとともに，国とも連携を密にし，専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。

(総務部，行政経営部，教育部，福祉健康部，子ども生活部，市民部)

カ 市民に対する勧告・指示，誘導

市は，関係機関と連絡を密にし，事故時には必要に応じ，次の措置を実施する。

- (ア) 市民に対する避難の勧告又は指示
- (イ) 市民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設，避難住民の保護
- (エ) 情報提供，関係機関との連絡
- (オ) その他，災害対策上必要な措置

(調布警察署)

- キ 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。
- ク 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- ケ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

(調布消防署)

- コ 事故の状況に応じた消防活動
  - 調布消防署は、事故の状況に応じて、専門家と連携して、次のような措置を実施する。
  - (ア) 火災の消火
  - (イ) 延焼の防止
  - (ウ) 警戒区域の設定
  - (エ) 救助、救急等に関する必要な措置

(事業者等)

- サ 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。
- シ 警察官、又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

## 【復旧対策】

### 1 保健医療活動 2 放射性物質への対応

### 3 風評被害への対応

#### 1 保健医療活動

##### (1) 対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、市は、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

##### 【各機関の役割】

機関名	対策内容
福祉健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談に関する窓口の設置</li> <li>保健所等への外部被ばく線量の測定に関する要請</li> </ul>

##### (2) 詳細な取組内容

ア 市は、市民の放射線による健康への影響等の不安を解消するために、相談窓口を設ける。  
 イ 住民の求めに応じ、外部被ばく線量の測定を実施するよう保健所に要請する。

#### 2 放射性物質への対応

##### (1) 対策内容

##### 【各機関の役割】

機関名	対策内容
子ども生活部 環境部 教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定結果に応じた除染の必要性検討</li> </ul>

##### ○ 測定結果に応じた除染の必要性検討

市は、放射線量測定の結果に応じて、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

##### (2) 詳細な取組内容

##### ○ 除染の必要性検討

市は、市内の放射線量の測定結果等の状況を踏まえ、洗浄、堆積物の除去、土地の改良などの除染作業の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

#### 3 風評被害への対応

##### (1) 役割分担と対策内容

##### ○ 正しい情報の提供

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

【各機関の役割分担】

機関名	対策内容
行政経営部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報に基づいた広報活動を行う。</li> </ul>
生活文化 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内農産物等の放射性物質検査を定期的実施するとともに、市民に対して情報提供を行う。</li> <li>・ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止</li> <li>・ 都と連携して生鮮食料品の安全性のPR及び正確な情報の提供</li> <li>・ 市内企業の製品や市内への観光等への風評被害防止のため、安全性のPRを行うとともに、放射性物質に関する正確な情報提供に努める。</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

(行政経営部)

ア 東京都，市各部及び関係機関等から提供された情報に基づき，風評被害の防止又は軽減につながる情報を，市報，ホームページ，ツイッター等のあらゆる広報媒体を活用して，安全性のPRに努める。

(生活文化スポーツ部)

イ 市内農産物等の放射性物質検査結果の公表

市内の農産物等の放射性物質検査を定期的実施して検査結果を公表することで，風評被害の防止に努める。

ウ 販促イベント等風評被害対策の実施

風評被害の払拭を目的として，消費者に向け様々な情報提供を行うとともに，販売促進イベント等を実施する。イベントの実施に当たっては，効果的に安全性をPRするとともに，対面販売時に正確な情報提供を行うなど，市民が安心して購入をできるよう努める。

エ 市内企業や市内観光への風評被害防止

市内企業の製品や市内観光エリアの安全性に関するPRを積極的に行い，風評被害の防止及び軽減を図る。

第2部 施策ごとの具体的計画  
第10章 放射性物質対策  
第5節 具体的取組〈復旧対策〉